

桃源郷運動公園再整備及び運営事業  
実施方針

令和8年5月29日  
紀の川市

<b>第 1 章 実施方針の位置付け</b> .....	<b>1</b>
<b>第 2 章 事業概要</b> .....	<b>1</b>
1 事業名称.....	1
2 公園の管理者の名称.....	1
3 事業の目的.....	1
4 再整備のコンセプト及び基本方針.....	1
5 事業の手法.....	2
6 本事業の契約形態.....	2
7 事業の内容.....	2
<b>第 3 章 事業者の募集及び選定に関する事項</b> .....	<b>7</b>
1 事業者選定に関する基本的事項.....	7
2 事業者の募集及び選定の手順.....	8
3 応募者の備えるべき参加資格要件.....	11
4 応募者の参加資格要件確認基準日.....	14
5 地域経済への配慮.....	14
6 参加資格の喪失.....	14
7 代表企業、構成企業、協力企業の変更等.....	15
<b>第 4 章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項</b> .....	<b>16</b>
1 責任分担に関する基本的な考え方.....	16
2 提供されるサービス水準・仕様.....	16
3 予想されるリスクと責任分担.....	16
4 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法.....	16
5 本市による事業実施状況の監視（本市のモニタリング）.....	16
<b>第 5 章 事業内容又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項</b> .....	<b>22</b>
<b>第 6 章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項</b> .....	<b>22</b>
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	22
2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	22
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合.....	22
4 その他.....	22
<b>第 7 章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項</b> .....	<b>23</b>
1 法制上及び税制上の措置.....	23
2 財政上及び金融上の支援.....	23
<b>第 8 章 その他事業の実施に関し必要な事項</b> .....	<b>23</b>
1 議会の議決.....	23
2 情報公開及び情報提供.....	23

3	応募に関する費用負担 .....	23
4	実施方針に関する問合せ先 .....	23

---

## 第1章 実施方針の位置付け

紀の川市（以下「本市」という。）は、設計・建設・運営・維持管理を一体的に発注するDBO方式を採用し、桃源郷運動公園再整備及び運営事業を実施することを予定している。

本実施方針の公表は、本年10月に予定している募集要項等の公表に先立ち、事業内容や事業条件等を具体的に示すことにより、本事業に参画を検討する民間事業者（以下「事業者」という。）の参入に向けた検討を促進するとともに、本実施方針に対する意見等を広く求めることで、より効率的かつ実効性の高い事業実施条件の検討を行うために実施するものである。

## 第2章 事業概要

### 1 事業名称

桃源郷運動公園再整備及び運営事業（以下「本事業」という。）

### 2 公園の管理者の名称

紀の川市長 岸本 健

### 3 事業の目的

本市では、市民をはじめ、スポーツ競技者により一層利用され、地域内外の人が行き交う魅力ある「新たな桃源郷運動公園」に向け、令和7年9月に「桃源郷運動公園再整備基本計画（以下、「再整備基本計画」という。）」を策定した。再整備基本計画では、再整備のコンセプトである『更なる「スポーツ振興」と新たな「にぎわい・交流」の創出』を実現するため、「ゾーン別整備方針」や「整備イメージ」、「事業計画」などを定めた。

本事業は、事業者の専門的技術及び創意工夫のある提案ノウハウを設計・建設段階から最大限に活用することで、桃源郷運動公園（以下「本公園」という。）を効率的かつ効果的に再整備するとともに、多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応し、将来にわたる適切な管理運営を通じて施設の稼働率向上やライフサイクルコストの最適化といった持続可能性を高めることで、本市におけるスポーツの更なる振興並びに賑わい及び交流の創出を促進することを目的とする。

### 4 再整備のコンセプト及び基本方針

本市は、令和6年3月に策定した桃源郷運動公園再整備基本構想において、本公園の再整備のコンセプトと、これを踏まえた4つの基本方針を定めている。

#### ■再整備のコンセプト

更なる「スポーツ振興」と新たな「にぎわい・交流」の創出  
～再整備によるハード・ソフト両面の充実による魅力の向上～

#### ■基本方針

##### ① 地域の魅力向上や賑わいの創出につながる場や仕組づくり

日常利用や競技者の付帯利用の増加を目指した、「楽しむ」ことができる施設整備によって、地域の魅力向上や活性化につながる拠点とする

##### ② スポーツ施設の充実と稼働率等の改善

必要な施設の再整備を実施するとともに、競技種目の特化なども検討することで、現状

の低い稼働率を改善し、持続性を高める

③ 現状施設や地域資源の有効活用と改善

低利用の管理棟や雄滝雌滝周辺の有効活用や改善、連携により、公園全体としてのポテンシャルを向上させる

④ 健康・防災・環境の視点を含めた施設整備や取組の検討

従来の公園機能に付加して、健康、防災、環境学習などの現在の社会潮流にも配慮した施設整備を検討する

## 5 事業の手法

本事業はDBO方式（設計・建設・運営・維持管理一括発注方式）を採用する。

なお、維持管理・運営にあたっては、選定事業者を地方自治法第 244 条に規定する指定管理者として指定する。

## 6 本事業の契約形態

本市と優先交渉権者は、優先交渉権者決定後速やかに、本事業に係る基本協定を締結するとともに、必要に応じて仮契約を締結する場合がある。本市と事業者は、本市議会議決後に、本事業に係る本契約を締結する。

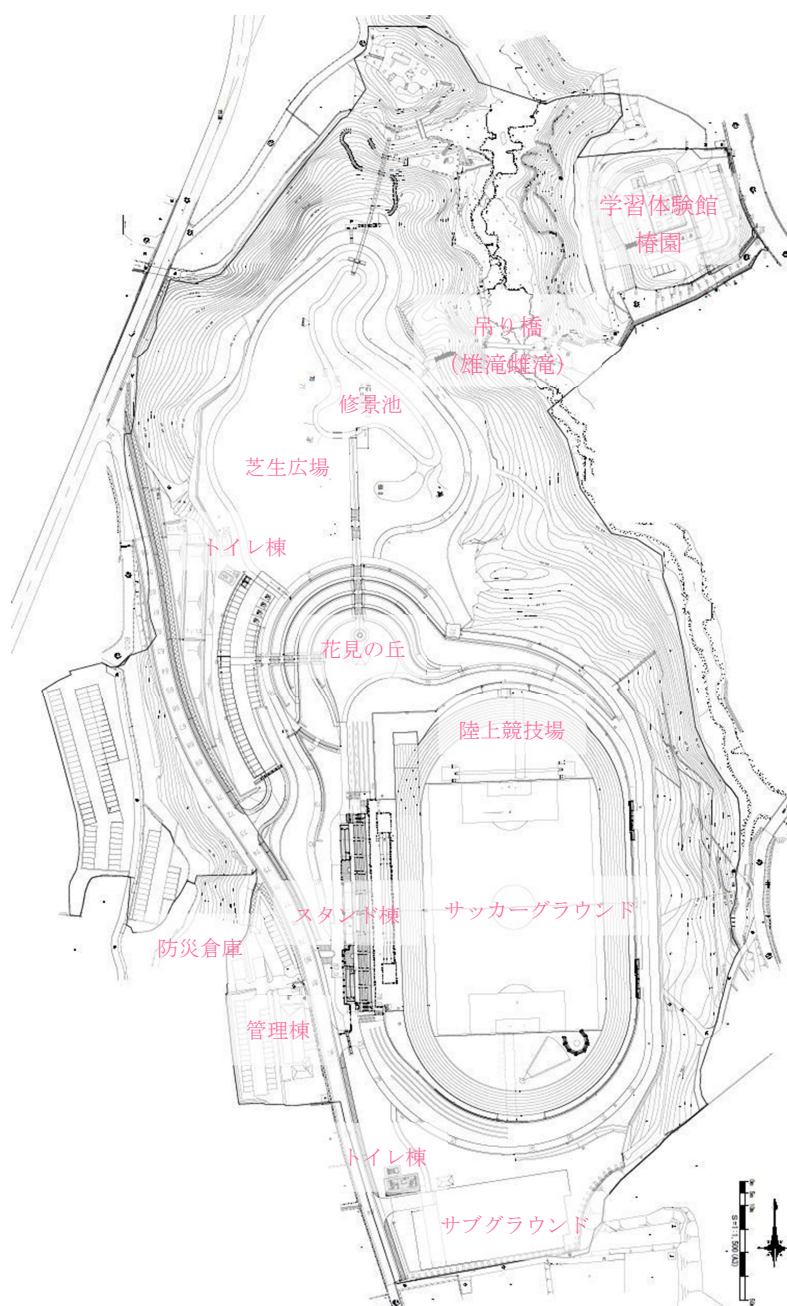
## 7 事業の内容

### (1) 施設概要

本公園の施設概要は以下のとおりであり、既存施設の構成や立地条件等を整理したものである。なお、本公園においては、民有地の確保による駐車場用地の追加取得を予定しているが、当該用地取得については本事業とは別に本市において実施するものとする。

施設名称	桃源郷運動公園
所在地	紀の川市桃山町最上 1147 番地ほか
面積	約 9.9ha
開設年度	平成 17 年度
公園種別	地区公園
既存施設の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>■ スポーツ施設 陸上競技場（400mトラック 8 レーン、天然芝インフィールド）、天然芝サブグラウンド</li><li>■ 修景施設 修景池、花見の丘</li><li>■ 便益施設 トイレ棟（中段駐車場）、トイレ棟（サブグラウンド前）</li><li>■ 管理施設 スタンド棟（RC3 階、床面積 1,184 m<sup>2</sup>、収容人数 780 名、トイレ 2 か所）、管理棟（木造平屋、床面積約 220 m<sup>2</sup>）、駐車場（184 台（うち障害者用駐車場 8 台））</li><li>■ 学習体験施設 学習体験館（鉄筋コンクリート平屋建て、床面積 245 m<sup>2</sup>）、駐車場（50 台（うち障害者用駐車場 2 台））、調理実習室、研修室ほか</li></ul>

	<p>■その他施設 吊り橋（雄滝雌滝）、椿園（椿約 360 本）、防災倉庫</p> <p>※陸上競技については、トラック以外にも障害物競走設備、跳躍場、投てき場が整備されている。</p> <p>※管理形態については、管理業務委託などを活用し本市が直接管理を行っている。</p> <p>※学習体験施設、吊り橋、椿園は本事業の対象外とする。</p>
立地特性	和歌山県北部に位置し、県庁所在地である和歌山市、大阪府南部や奈良県西部と近接している。
交通アクセス	周辺の 3 つの IC（京奈和自動車道紀の川 IC、紀の川東 IC、岩出根来 IC）からそれぞれ車で約 20 分
主な法規則	都市計画区域内、用途地域指定なし、特定用途制限地域（農住共生地区）指定容積率 200%、指定建蔽率 60%、都市公園法の適用を受ける



図：施設配置図

---

## (2) 業務内容

### ア 設計・建設業務

設計・建設業務は、本事業において要求水準を確実に達成するため、必要となる調査、設計、建設、工事監理等を実施する業務である。

- ・ 要求水準達成計画・報告書の作成・提出
- ・ 事前調査業務
- ・ 設計業務
- ・ 建設業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 備品調達、設置業務
- ・ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

### イ 開園準備業務

開園準備業務は、本事業により整備された公園施設について、円滑な供用開始を行うために必要な準備を実施する業務である。

- ・ 備品等調達設置業務
- ・ 開園準備業務
- ・ 供用開始前の広報活動
- ・ 供用開始前の予約受付業務
- ・ 開園式典等の実施業務
- ・ 開園準備期間中の本件施設の維持管理業務及び運営準備業務
- ・ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

### ウ 運營業務

運營業務は、本公園の供用開始から事業期間終了までの間、公園施設の利用及びサービス提供を円滑に行うとともに、利用者の利便性及び満足度の向上、集客及びにぎわいの創出等を図ることを目的として、本公園を総合的に運営する業務である。

- ・ 総合管理業務（受付・予約管理・料金收受等）
- ・ 施設運營業務
- ・ 自主提案事業
- ・ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

### エ 維持管理業務

維持管理業務は、本公園の供用開始から事業期間終了まで、利用者が本公園を安全・安心して利用できるよう、適切に維持管理を行う業務である。

- ・ 公園施設等保守管理業務
- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 備品等保守管理業務
- ・ 植栽維持管理業務
- ・ 清掃業務

- ・ 環境衛生管理業務
- ・ 警備業務
- ・ 修繕・更新業務
- ・ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

### (3) 事業期間及び事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね以下のとおり予定している。

実施内容	実施時期・期間
本契約締結	令和9年6月頃
施設整備期間	本契約締結日～令和12年2月28日
開園準備期間	令和12年3月1日～令和12年3月31日
開園日	令和12年4月1日
運営・維持管理	令和12年4月1日～令和27年3月31日

### (4) 事業者の収入

ア 本市が選定事業者を支払うサービス対価

a **施設整備の対価**

本市は、本公園の設計・建設業務に係るサービス対価を選定事業者を支払う。支払方法は、建設業務期間が複数年に渡る場合は年度毎に出来高部分払方式で支払い、本施設の引渡時に残金を一括して支払う。

b **開園準備の対価**

本市は、本公園の開園準備業務に係るサービス対価を選定事業者を支払う。支払いは、開園後に対価を一括して支払う。

c **運営・維持管理の対価**

本市は、本公園の運営・維持管理に係るサービス対価を事業期間中に支払う。  
なお、詳細については、募集要項等公表時に示す。

イ 利用者から得る収入

a **利用料金収入**

本公園内に整備する公園施設の利用料金を選定事業者の収入とする。

なお、本市は、選定事業者を地方自治法第244条に規定する指定管理者として指定し、利用料金を直接選定事業者の収入とする利用料金制を導入する。利用料金の金額は、市が条例で定める使用料の額を上限として、市の承認を得て指定管理者が定めることを想定している。

b **各種スポーツ大会・イベント開催支援**

選定事業者が、各種スポーツ大会・イベント開催支援業務を実施することにより得られる収入を選定事業者の収入とする。

c **管理棟の活用による自主提案事業収入**

選定事業者が、改修後の管理棟を活用した自主提案事業を実施することにより得られる収入を選定事業者の収入とする。

---

d **その他の自主提案事業による収入**

選定事業者は、管理棟以外において、本公園内で自主提案事業を実施することができる。当該事業により得られる収入は、選定事業者の収入とする。

e **収益超過時の利益還元**

本公園の利用料金収入その他の事業収入について、事業者の創意工夫等により、あらかじめ想定した収入を上回る収益が生じた場合には、その一部を本市と事業者の間で分配するプロフィットシェアを導入する。

プロフィットシェアの対象範囲、算定方法、分配割合等の詳細については、事業者の提案内容を踏まえ、本事業の指定管理協定書等において定める。

**(5) 法令等の遵守**

本事業の実施にあたり、遵守すべき法令（施行令及び施行規則等を含む。）及び条例等はいずれも業務実施時点の最新のものを適用すること。

---

## 第3章 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者選定に関する基本的事項

#### (1) 選定方式

事業者の募集は、公平性、透明性の確保並びに事業者における市の意向の理解促進、事業者の創意工夫発揮の観点から、公募型プロポーザル方式により行う。

事業者の選定は、事業者が募集要項に規定する事業に参加するに足る資格を有しており、かつ事業者の提案内容が、技術的観点から市が要求する性能要件を満足することが見込める内容であることについて、次のとおり段階的に実施する。

#### (2) 審査及び選定

審査は、資格審査と提案審査の二段階で実施する。なお、提案書類の提出方法等については、募集要項公表時に明らかにする。

##### ア 資格審査

参加表明時に提出する参加表明書等について、参加資格要件の具備を確認し、本市は参加資格審査結果を本事業に係る公募型プロポーザルに応募しようとする者（以下「応募者」という。）の代表企業に通知する。

##### イ 提案審査

募集要項と併せて公表する事業者選定基準に従い、提案書類を総合的に審査・評価する。

##### ウ 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属するものとし、本市に帰属しないが、公表、展示、その他本市がこの事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、本市は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった応募者の提案については本件事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

##### エ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負うものとする。

#### (3) 選定委員会の設置

市は、市職員及び専門分野ごとの学識経験者等により構成される「桃源郷運動公園再整備及び運営事業者選定委員会」を設置する。

#### (4) 公募の中止

不正又は不誠実な行為等により公募を公正に執行できないと認められるとき、又は応募者がないときは、再公募又は公募を取り止める措置をとる場合がある。

## 2 事業者の募集及び選定の手順

### (1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

事業者の募集・選定スケジュールは以下を予定している。

時期	内容
令和8年5月29日	実施方針の公表 事前エントリーの受付開始
令和8年6月15日	実施方針等に関する説明会の開催
令和8年6月下旬	要求水準書（案）の公表
令和8年7月上旬～ 令和8年7月中旬	個別対話の受付期間
令和8年7月下旬	個別対話の開催期間
令和8年10月中旬	募集要項等の公表 参加表明書類・募集要項等に関する質問意見の受付開始
令和8年10月中旬	募集要項に関する説明および現地見学会の受付開始
令和8年10月下旬	募集要項に関する説明および現地見学会の開催
令和8年11月上旬	募集要項等に関する質問意見の提出期限
令和8年11月下旬	募集要項等に関する質問意見に対する回答書の公表
令和8年12月下旬	参加表明書類の提出期限
令和9年1月中旬	資格審査結果の通知
令和9年1月中旬	提案書類の受付開始
令和9年3月中旬	提案書類の提出期限
令和9年4月	プレゼンテーション
令和9年5月上旬	優先交渉権者の決定
令和9年5月下旬	基本協定の締結 仮契約の締結
令和9年6月下旬頃	本市議会議決後、本契約の締結
本契約締結日	再整備事業開始

## (2) 応募手続き等

### ア 事前エントリー制度の受付

事前エントリー制度は、本事業への参加を希望する事業者同士がコンタクトをとるきっかけとなるものであり、申し込みを検討する事業者は以下に従って受付手続きを実施すること。

なお、登録していない場合でも、公募に参加することは可能である。また、登録しないことにより選定審査において不利になることはない。

受付期間	令和8年5月29日（金）～募集要項等の公表日（※令和8年10月中旬頃を予定）まで
参加・登録ができる者	本事業の参加を検討している事業者
申込方法	下記 URL から「桃源郷運動公園再整備及び運営事業 事前エントリー制度 実施要領」を参照すること。 <a href="https://www.city.kinokawa.lg.jp/045/togenkyouseitsumeikai.html">https://www.city.kinokawa.lg.jp/045/togenkyouseitsumeikai.html</a>

### イ 実施方針等に関する説明会

本事業への参加を希望する者（法人に限る）に対し、実施方針等に関する説明会を開催する。参加を希望する事業者は以下に従って参加すること。

なお、説明会に参加していない場合でも、公募に参加することは可能である。また、説明会に参加しないことにより選定審査において不利になることはない。

開催日時（予定）	令和8年6月15日（月）14時00分～
開催場所	紀の川市役所桃山支所 2階会議室（紀の川市桃山町元376番地）
実施内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・桃源郷運動公園再整備基本計画について</li><li>・桃源郷運動公園再整備及び運営事業の事業スキームについて</li><li>・実施方針について</li></ul>
参加方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・説明会の申込は不要とし、開催時刻の30分前から受付を開始する。</li><li>・開催時刻の5分前までに受付を済ませ、会場に集合すること。</li><li>・参加人数は1事業者当たり2名までとする。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・実施方針等の資料は配布しないため各自で用意すること。</li><li>・説明会会場の駐車場には限りがあるので留意すること。</li><li>・同日13時00分～17時00分までの間、再整備の対象となる桃源郷運動公園の管理棟（木造平屋建）を開放するため、見学を希望する者は自由に見学できる。（事前申込不要）</li><li>・説明会終了後30分間は会場を開放するため、事業への参画を検討する事業者は、各自の判断により情報交換等に利用することができる。</li></ul>

#### ウ 個別対話の開催

本市の意図と応募者の解釈との間に齟齬が生じないようにすることを目的に、実施方針等に関する個別対話を次のとおり開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について、意見交換を行う。

個別対話の内容は、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、本市ホームページにおいて公表する。

具体的な日程や各種様式は、本市ホームページにおいて要求水準書(案)と合わせて公表する。

開催日程(予定)	令和8年7月下旬 1グループあたり60分程度を想定
開催場所	開催日程と併せて通知を行う。
質問書・申込受付期間	令和8年7月上旬～令和8年7月中旬頃
申込方法	実施方針等個別対話参加申込書(様式1)、個別対話確認事項(様式2)に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。
参加方法	1グループ15名までとし、1事業者(あるいは1グループ)と本市による1対1の対面方式で実施する。
申込先	紀の川市 教育部 生涯スポーツ課 電話：0736-77-2511 E-mail：k150500-001@city.kinokawa.lg.jp
その他	・実施方針等の資料は配布しないため各自で用意すること。 ・同一事業者若しくはグループが複数回参加することは不可とする。

#### エ 募集要項等に関する質問意見

募集要項等の公表後、募集要項等に関する質問や意見を受け付ける。質問書の提出方法等の詳細については令和8年10月中旬に募集要項等と共に本市のホームページにて公示予定である。

#### オ 募集要項に関する説明および現地見学会

本事業への参加を希望する者(法人に限る)に対し、募集要項に関する説明および現地見学会を行う。開催日時、参加申込方法等の詳細については令和8年10月中旬に募集要項等と共に本市のホームページにて公示予定である。なお、当該説明会において、質問・意見等は受け付けないものとする。

### 3 応募者の備えるべき参加資格要件

#### (1) 応募者の構成等

- a 応募者は、設計企業、建設企業、工事監理企業、運営企業、維持管理企業によって構成される法人又は法人のグループとする。
- b グループで応募する場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表企業を定めるものとする。
- c 代表企業は、本事業に関わる応募、各種契約手続等の統括を行うものとする。なお、代表企業の変更は、「第3章 7 代表企業、構成企業、協力企業の変更等」に定める通り、原則として認めない。ただし、業務を円滑に実施するため、設計・建設・工事監理期間から運営・維持管理期間への移行段階において、代表企業を他の構成企業に変更することができる。この際の代表企業の変更は、本市の書面による承諾を条件とする。
- d 構成企業は、本契約の当事者となるものとする。本契約で定める各業務は構成企業が本市から請負い、又は受託するものとし、構成企業は、本事業の履行に対して、連帯責任を負うものとする。また、構成企業から業務を請負い、又は受託する企業を「協力企業」とする。

用語	内容
応募者	本事業に係る公募型プロポーザルに応募しようとする者をいう。
構成企業	本事業に法人等のグループとして応募する場合における、当該グループを構成する企業を個別に又は総称していう。
代表企業	本事業に応募する法人等のグループの構成企業のうち、構成企業を代表して本事業に関わる応募、各種契約手続等の統括を行う企業をいう。
協力企業	構成企業から業務を請負い、又は受託する企業をいう。

#### (2) 共通の参加資格要件

応募者は、次の要件をすべて満たすこと。

- a 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- b 紀の川市建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成19年紀の川市告示第21号)に基づく指名停止の期間中でない者であること。
- c 本市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱(平成24年紀の川市訓令第5号)に基づく排除措置の期間中でない者であること。
- d 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。)でないこと。
- e 談合等による損害賠償請求を本市から受けていない者であること。
- f 国税又は紀の川市税等を滞納していない者であること。
- g 本事業に係る桃源郷運動公園再整備及び運営事業者選定アドバイザー業務に関与している以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連があるものでないこと。なお、「資本面で関係のあるもの」とは、当該法人と親会社等と子会社等の関係にある場合又は、親会社等が同一である子会社等同士である法人を指す。(子会社等は会社法第2条第3号の2に規定する「子会社等」を、親会社等は同法同条第4号の2に規定する「親会社等」を指す。)  
「人事面で関係のあるもの」とは、当該法人と代表権を有する者が同一である若しくは役員

---

等に兼任がある法人又は、代表権を有する者若しくは役員等が夫婦、親子若しくは兄弟姉妹の関係にある法人を指す。

- ・ 株式会社長大
- ・ はぜのき法律事務所

### (3) 設計企業の参加資格要件

設計業務を行う者は、以下の要件を満たすこと。

#### ア 建築設計を行う者

- a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b 過去 10 年以内に地方公共団体発注による建築物の設計の元請実績を有していること。共同企業体の構成企業としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。なお、複数の者で設計業務を行う場合は、当該業務を担当する構成企業のうち 1 社が本要件を満たしていればよいものとする。
- c 過去 10 年以内に公園施設又は屋外広場内に整備される建築物の設計の元請実績を有していること。共同企業体の構成企業としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。なお、複数の者で設計業務を行う場合は、当該業務を担当する構成企業のうち 1 社が本要件を満たしていればよいものとする。

#### イ 公園設計を行う者

- a 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条の規定に基づく建設コンサルタント登録（造園部門又は都市計画及び地方計画部門）を行っていること。
- b 登録ランドスケープアーキテクト（RLA）又はシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の造園部門の資格を有している技術者を配置することが可能であること。なお、複数の者で設計業務を行う場合は、当該業務を担当する構成企業のうち 1 社が本要件を満たしていればよいものとする。
- c 過去 10 年以内に地方公共団体発注による、屋外スポーツ施設（サッカー場又はグラウンド）の設計の元請実績を有していること。共同企業体の構成企業としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。なお、複数の者で設計業務を行う場合は、当該業務を担当する構成企業のうち 1 社が本要件を満たしていればよいものとする。
- d 過去 10 年以内に公園施設又は屋外広場の設計の元請実績を有していること。共同企業体の構成企業としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。なお、複数の者で設計業務を行う場合は、当該業務を担当する構成企業のうち 1 社が本要件を満たしていればよいものとする。

### (4) 建設企業の参加資格要件

建設業務を行う者は、以下の要件を満たすこと。

#### ア 建築物の建設業務を行う者

- a 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事の特定建設業の許可を受けた者であること。ただし、複数の者で施工する場合は、施工する企業がそれぞれ

---

担当する業種の許可を受けていればよいものとする。

- b 建築物の建設を行う者の直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「建築一式」の総合評定値が 800 点以上であり、かつ特定建設業許可を有すること。ただし、複数の者で施工する場合は、当該業務を担当する構成企業のうち 1 社が本要件を満たしていればよいものとする。
- c 過去 10 年以内に地方公共団体発注による建築物の施工の元請実績を有していること。共同企業体の構成企業としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。
- d 業務を実施するために必要となる資格等を有する者を本事業に配置することが可能なこと。

イ 公園の建設業務を行う者

- a 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、土木一式工事の特定建設業の許可を受けた者であること。ただし、複数の者で施工する場合は、施工する企業がそれぞれ担当する業種の許可を受けていればよいものとする。
- b 公園の建設を行う者の直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「土木一式」の総合評定値が 900 点以上であり、かつ特定建設業許可を有すること。ただし、複数の者で施工する場合は、当該業務を担当する構成企業のうち 1 社が本要件を満たしていればよいものとする。
- c 過去 10 年以内に、地方公共団体発注による土木工事の施工の元請実績を有していること。共同企業体の構成企業としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。なお、複数の者で施工する場合は、当該業務を担当する構成企業のうち 1 社が当該実績を有していればよいものとする。
- d 業務を実施するために必要となる資格等を有する者を本事業に配置することが可能なこと。

**(5) 工事監理企業の参加資格要件**

工事監理業務を行う者は、以下の要件を満たすこと。

ア 建築物の工事監理業務を行う者

- a 建築士法第 23 第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- b 過去 10 年以内に地方公共団体発注による建築物の設計又は工事監理の元請実績を有していること。ただし、複数の者で工事監理業務を行う場合は、当該業務を担当する構成企業のうち 1 社が本要件を満たしていればよいものとする。
- c 過去 10 年以内に公園施設又は屋外広場内に整備される建築物の設計又は工事監理の元請実績を有していること。ただし、複数の者で工事監理業務を行う場合は、当該業務を担当する構成企業のうち 1 社が本要件を満たしていればよいものとする。
- d 本事業においては、公園の工事監理業務を行う者との兼任は可とする。

イ 公園の工事監理業務を行う者

- a 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条の規定に基づく建設コンサルタント登録（造園部門又は都市計画及び地方計画部門）を行っていること。
- b 過去 10 年以内に地方公共団体発注による、屋外スポーツ施設（サッカー場又はグラウンド）

- 
- の設計又は工事監理の元請実績を有していること。ただし、複数の者で工事監理業務を行う場合は、当該業務を担当する構成企業のうち1社が本要件を満たしていればよいものとする。
- c 過去10年以内に公園施設又は屋外広場の設計又は工事監理の元請実績を有していること。ただし、複数の者で工事監理業務を行う場合は、当該業務を担当する構成企業のうち1社が本要件を満たしていればよいものとする。
  - d 本事業においては、建築物の工事監理業務を行う者との兼任は可とする。

#### **(6) 運営企業の参加資格要件**

運営業務を行う者は、以下のいずれかの要件を満たすこと。

- a 過去10年以内に、スポーツ施設又は公園施設の年間を通じた屋外型イベント若しくはスポーツ振興イベントの企画・運営実績があること。ただし、複数の者で運営業務を行う場合は、当該業務を担当する構成企業のうち1社が当該実績を有していればよいものとする。
- b 過去10年以内に、スポーツ施設若しくは公園施設の運営業務実績があること。ただし、複数の者で運営業務を行う場合は、当該業務を担当する構成企業のうち1社が当該実績を有していればよいものとする。

#### **(7) 維持管理企業の参加資格要件**

維持管理業務を行う者は、以下の要件を満たすこと。

- a 過去10年以内に、スポーツ施設又は公園施設の維持管理業務実績があること。ただし、複数の者で維持管理業務を行う場合は、当該業務を担当する構成企業のうち1社が当該実績を有していればよいものとする。

### **4 応募者の参加資格要件確認基準日**

本事業の参加資格要件確認基準日は、資格審査書類の受付最終日とする。

### **5 地域経済への配慮**

構成企業又は協力企業には、可能な限り市内企業を加えるように努めるとともに、事業期間中に、必要な物資・消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の活性化を図ること。なお、市内企業の起用や地域経済の振興に対する取組について、具体的な提案をした応募者には、審査において加点評価の対象とすることを想定している。

### **6 参加資格の喪失**

参加資格要件確認基準日の翌日から優先交渉権者決定日までの間、応募者のいずれかが参加資格要件を欠くに至った場合、当該応募者は参加資格を喪失する。

優先交渉権者決定日翌日から本契約締結日までの間、応募者のいずれかが参加資格要件を欠くに至った場合、原則として、本市は基本協定または本契約を締結しないこととする。基本協定または本契約を締結しない場合において、それまでにかかった本市及び応募者の費用は、各自の負担とする。

---

## 7 代表企業、構成企業、協力企業の変更等

応募者又は応募グループの構成企業は、他の応募者又は応募グループの構成企業又は協力企業となることはできないものとする。ただし、協力企業については、複数の応募者又は応募グループの協力企業となることを妨げないものとする。

構成企業の変更は、優先交渉権者決定前後を問わず原則として認めないものとするが、やむをえない事態が生じた場合は本市の承諾の上で変更することができる。

協力企業の変更についても、構成企業と同様とする。ただし、優先交渉権者決定後の協力企業の追加については、本市が承諾した場合に限り可能とする。

---

## 第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、長期の契約期間において確実に本事業を履行することを目指すものである。この考え方に基づいて本市の考える本事業において発生するリスクの分類・分担を、「表 リスク分担表（案）」に示す。なお、この基本的な考え方は、今後、実施方針等に関する意見を踏まえ変更することがある。

### 2 提供されるサービス水準・仕様

本事業の履行に係るサービス水準並びに仕様は、要求水準書によるものとする。

### 3 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本市と事業者の責任分担は、原則として「表 リスク分担表（案）」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、本事業に係る契約書（案）において定めるものとし、「表 リスク分担表（案）」と本事業に係る契約書（案）に齟齬等がある場合、本事業に係る契約書（案）が優先するものとする。

### 4 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

本市又は事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、本市及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、本事業に係る契約書（案）において示す。

### 5 本市による事業実施状況の監視（本市のモニタリング）

本市は、事業者が実施する業務内容・成果について、定期的にモニタリングを行い、事業者もセルフモニタリングを行う。なお、具体的なモニタリング方法等については、本事業の要求水準書に示す。

また、事業者の業務内容・成果が要求水準書又は事業者の提案内容を十分に達せられない場合、本市は、事業者に対して是正勧告を行い、改善策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、業務の対価の減額等を行うことができることとする。減額等の方法については、本事業に係る契約書（案）に示す。

表 リスク分担表（案）①

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者		備考
				本市	事業者	
共通	募集要項等リスク	1	募集要項等の誤りに関するもの	○		
	契約締結リスク	2	本市の責に帰すべき事由により本契約が締結できない場合	○		
		3	事業者の責に帰すべき事由により本契約が締結できない場合		○	
		4	上記以外の事由により本契約が締結できない場合	○	○	
	資金調達リスク	5	本市が資金を確保できないことによる支払の遅延・支払不能な場合	○		
		6	事業者が必要とする資金を確保できない場合		○	
	政治・行政リスク	7	本市の政策の変更（本事業に直接影響を及ぼすもの）によるもの	○		
		8	事業遂行にかかる議会不承認の場合の事業期間の変更、延期、契約解除等に伴う事業費の増加	○	○	※1
	法制度リスク（税制度は除く）	9	法制度の新設・変更に関するもの（本事業に類型的または特別に影響を及ぼすもの）	○		
		10	法制度の新設・変更に関するもの（上記以外のもの）		○	
	許認可取得リスク	11	許認可の遅延に関するもの（本市で取得するもの）	○		
		12	許認可の遅延に関するもの（本市で取得するもの以外）		○	
	税制度リスク	13	消費税率の変更、資産保有等に係る税制度変更、これらに準ずる新税の設立に伴うもの	○		
		14	事業者の利益に課せられる税制度の変更、これらに準ずる新税の設立に伴うもの		○	
	住民対応リスク	15	本市の提示条件に対する住民の反対運動等に起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用	○		
		16	事業者が実施する業務に関する近隣住民への説明等の対応		○	
	環境問題リスク	17	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気等に関するもの		○	
	第三者賠償リスク	18	事業者が行う業務に起因するもの		○	
		19	上記以外のもの	○		
	債務不履行リスク	20	事業者の責に帰すべき事由によるもの		○	
		21	本市の責に帰すべき事由によるもの	○		

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者		備考
				本市	事業者	
共通	契約解除リスク	22	本市の債務不履行または公共サービスが不要になった場合等による本契約解除に伴うもの	○		
		23	上記以外の事由による本契約解除に伴うもの		○	
	不可抗力リスク	24	風水害、暴動、地震等第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲を超えるもの	○	○	※2
	業務範囲変更リスク	25	事業者の責に帰すべき事由により業務範囲が変更することによるもの		○	
		26	本市の責めに帰すべき事由により業務範囲が変更することによるもの	○		
	要求水準未達リスク	27	要求水準の不適合によるもの		○	
	要求水準変更リスク	28	事業者の責に帰すべき事由により要求水準を変更するもの		○	
		29	本市の責に帰すべき事由により要求水準を変更するもの	○		
	情報漏洩・紛失リスク	30	本市の責に帰すべき事由により、重要な情報が漏洩・紛失するもの	○		
		31	事業者の責に帰すべき事由により、重要な情報が漏洩・紛失するもの		○	
	法令違反リスク	32	本市の責に帰すべき事由により法令違反を犯すもの	○		
		33	事業者の責に帰すべき事由により法令違反を犯すもの		○	

表 リスク分担表（案）②

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者		備考
				本市	事業者	
設計	測量・調査リスク	34	本市が実施した測量、地質調査等の不備によるもの	○		
		35	当初調査では予見不可能な地質・地盤状況の結果によるもの	○		
		36	事業者が実施した測量、地質調査等の不備によるもの		○	
	調査・設計リスク	37	本市の責に帰すべき事由による設計の遅れ・不備または設計変更によるもの	○		
		38	事業者の責に帰すべき事由による設計の遅れ・不備または設計変更によるもの		○	
	建設	工事完成遅延リスク	39	本市の指示による業務要求水準書の変更、若しくはその他の本市の指示等により工事の完成が遅延した場合によるもの	○	
40			その他の工事完成遅延によるもの		○	
工事監理リスク		41	工事監理の不備による事業の中断・遅延によるもの		○	
施設損傷リスク		42	本市の責に帰すべき事由により、事業者が施設を本市に引き渡す前に生じた施設や材料の破損によるもの	○		
		43	上記以外の事由による施設や材料の破損によるもの		○	
工事費増加リスク		44	本市の指示による工事費の増加によるもの	○		
		45	事業者の責に帰すべき事由による工事費の増加によるもの		○	
物価変動リスク		46	工事費等に係る物価変動による事業費の増減	○	△	※3
初期投資増大リスク		47	本市の責に帰すべき事由による初期投資増大によるもの	○		
		48	上記以外によるもの		○	
維持管理	技術進歩リスク	49	技術進歩による施設設備内容の変更に伴うもの		○	
	サービス対価支払リスク	50	本市の責に帰すべき事由によるサービス対価支払遅延、不能によるもの	○		
	計画変更リスク	51	本市の責に帰すべき事由による事業内容の変更に關するもの	○		
		52	上記以外の計画変更に關するもの		○	
	施設瑕疵リスク	53	既存施設に係る瑕疵（経年劣化・潜在的瑕疵を含む）	○		
		54	本事業により再整備された施設に係る瑕疵		○	※4
	災害対応リスク	55	本市等による災害復旧活動、災害対策活動等に伴う施設の損壊の復旧費用及び通常営業に向けた清掃	○	○	※5

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者		備考
				本市	事業者	
	施設管理費リスク		費用、維持管理費の増大			
		56	本市の指示による事業内容・用途の変更に起因する維持管理費の増減	○		
		57	その他の要因による維持管理費の増大		○	※6
	設備機器劣化リスク	58	本市の責に帰すべき事由により設備機器が劣化することによるもの	○		
		59	事業者の責に帰すべき事由により設備機器が劣化することによるもの		○	
	施設損傷リスク	60	本市の責に帰すべき事由により施設が損傷するもの	○		
		61	事業者の責に帰すべき事由により施設が損傷するもの		○	
		62	上記以外の事由によるもの	○	○	※7
	需要変動リスク	63	本市の責に帰すべき事由による利用者数の需要変動(事業者の独立採算による施設・運営関係を除く)に伴うもの	○		
		64	上記以外による利用者数の需要変動(事業者の独立採算による施設・運営関係を除く)に伴うもの		○	
	物価変動リスク	65	物価変動による事業費の増減	○	△	※8
	事故リスク	66	本市の責に帰すべき事由による業務に関する事故によるもの	○		
		67	事業者の責に帰すべき事由による業務に関する事故によるもの		○	
	運営	運営開始遅延リスク	68	本市の責めに帰すべき事由による業務要求水準書の変更、その他本市の指示に伴う運営開始遅延によるもの	○	
69			上記以外の事由による運営開始遅延によるもの		○	
需要変動リスク		70	本市の責に帰すべき事由による利用者数の需要変動(事業者の独立採算による施設・運営関係を除く)に伴うもの	○		
		71	事業者の責に帰すべき事由による利用者数の需要変動に伴うもの		○	
運営費リスク		72	本市の責めに帰すべき事由による要求水準変更、その他市の指示による事業内容・用途の変更に起因する運営によるもの	○		
		73	上記以外の要因によるもの		○	※9
備品損傷リスク		74	本市の責めに帰すべき事由による備品の損傷	○		

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者		備考
				本市	事業者	
	盗難リスク	75	上記以外の事由による備品の損傷		○	
		76	本市の責めに帰すべき事由による盗難	○		
		77	事業者の警備・監理の不備によるもの		○	
	個人情報等流出リスク	78	本市の責に帰すべき事由による個人情報等の流出によるもの	○		
		79	事業者の責に帰すべき事由による個人情報等の流出によるもの		○	
	利用者トラブルリスク	80	利用者間のトラブル発生、利用者からの苦情によるもの		○	
	スポーツアクシデントリスク	81	事業者の責めに帰すべき事由によるスポーツ活動に伴う利用者の傷病や事故によるもの		○	
	自主提案事業実施リスク	82	自主提案事業の実施に伴うもの		○	
	技術革新リスク	83	施設、設備、情報システムが事業期間中に陳腐化し、施設利用者に対するサービスが劣る状況になった場合		○	
		84	技術進歩により運営業務の内容が変更されることによるもの		○	
	業務中断、契約解除リスク	85	本市の指示による契約条件変更に伴う運営業務遂行不能による業務の中断によるもの	○		
		86	その他の事由による運営業務遂行不能に伴う業務の中断に伴うもの		○	
事業終了時	事業清算に伴うリスク	87	業務移管手続きに伴う諸費用発生、事業者の清算手続きに伴う評価損益等		○	
	施設性能リスク	88	事業期間終了時における要求性能水準の保持		○	

- ※1 議会の議決が得られないことにより契約締結が遅延・中止した場合は、それまでにかかった本市及び事業者の費用は、各自の負担とする。
- ※2 保険または同等の措置により対応できるものは事業者の負担とする。
- ※3 一定範囲を超える物価変動は本市が負担する。
- ※4 当該瑕疵が既存施設の構造、性能又は状態に起因する場合は本市の負担とする。
- ※5 事業者提案に基づいて決定した協力内容については事業者が負担する。
- ※6 一定範囲を超える物価変動によるものは除く。
- ※7 保険または同等の措置により対応できるものは事業者の負担とする。
- ※8 一定範囲を超える物価変動は本市が負担する。
- ※9 一定範囲を超える物価変動によるものは除く。

---

## 第5章 事業内容又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業内容又は契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、本事業の契約書中に規定する具体的措置に従う。また、本事業の契約に関する紛争については、和歌山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

### 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の業務内容又は成果が、契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、本事業の契約を解除することができる。
- (2) 事業者を構成する者が倒産し、又は財務状況が著しく悪化し、その結果、契約書に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、本事業の契約を解除することができる。
- (3) 前2号の規定により本市が本事業の契約を解除した場合、事業者は本市に生じた損害を賠償しなければならない。

### 2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合、事業者は、本事業の契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により事業者が本事業の契約を解除した場合、本市は事業者に生じた損害を賠償するものとする。

### 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 不可抗力その他、本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者双方は、本事業の継続の可否について協議する。
- (2) 一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、本市及び事業者は、本事業の契約を解除することができる。詳細については本事業に係る契約書（案）に示す。

### 4 その他

- (1) その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、本事業に係る契約書（案）に示す。

---

## 第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置

事業者が本事業を実施するにあたり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、本市と事業者で協議する。なお、現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

本市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。

### 2 財政上及び金融上の支援

#### (1) 国庫補助金及び地方債等

本市は、本事業において国庫補助金及び地方債等の充当を想定しているため、事業者は、必要な書類等の作成及び支援を行う。

#### (2) 事業者に対する財政上又は金融上の支援

本事業を実施するに当たり、事業者が国からの財政上又は金融上の支援を受けようとする場合、本市は、支援が適正に行われるよう協力する。なお、本市は、事業者に対する補助、出資、保証等の支援を行わない。

## 第8章 その他事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

契約の締結にあたっては、本市議会の議決を経るものとする。

### 2 情報公開及び情報提供

本市情報公開条例（平成 17 年紀の川市情報公開条例第 9 号）に基づき情報公開を行う。

### 3 応募に関する費用負担

本事業の実施に係る公募への参加に関し必要な費用は、全て応募者の負担とする。

### 4 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

紀の川市 教育部 生涯スポーツ課 〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井 338 番地 電話：0736-77-2511 E-mail：k150500-001@city.kinokawa.lg.jp
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------